

2003年2月21日

東京都墨田区押上一丁目1番2号

代表取締役社長 根津 嘉澄 様

東京都台東区東上野三丁目19番6号

帝都高速度交通営団 土坂 泰敏 様

東京都渋谷区南平台町5番6号

代表取締役社長 上條 清文 様

東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

国土交通省鉄道局気付 扇 千景 様

東京都千代田区大手町一丁目3番5号

東京消防庁 杉村 哲也 様

東京都足立区

半澤 一宣

東武鉄道伊勢崎線から営団地下鉄半蔵門線へ

東急田園都市線への直通運転開始に伴い発生
する危険の防止策についての質問状

私は、東京消防庁を除く4社局には先月2
4日付書留内容証明郵便にて、東武伊勢崎線
へ営団半蔵門線へ東急田園都市線の相互直通
運転開始の延期を求め要請書を、東京消
防庁には先月31日付配達記録郵便にて、地
下鉄電車内での迷惑喫煙に起因する列車火災
事故の未然防止のための対応を求め要請書
を、それぞれ送付したものです。
この件について、今月18日に大韓民国テ
グ市で発生した地下鉄火災事件を踏まえて補
足と共に質問したところ、本状を送付致しま
す。
右記要請書にそれぞれ記しました通り、東
武鉄道は来月19日（予定）からの営団半蔵
門線へ東急田園都市線への直通運転の開始に
あたり、東武線内で迷惑喫煙の温床となつて
いる構造上の欠陥を抱えている車両を、その
欠陥の存在事実を自ら認識しているにもか
わらず、その欠陥をなくすための車両改造工
事を実施しないまま、右記直通運転に使用し
ようとしていきます。
この車両構造の欠陥を悪用した迷惑喫煙の
問題について、私はこれまで再三にわたり、
「マナー向上の呼びかけ」を拒絶する一部の

乗客の喫煙を可能なならしめて、責任を糾弾して置き、
 したがって、東武鉄道は「乗客へのマナー向上」の
 呼びかけにより問題解決に努める「旨」の矛盾
 盾した見解以外は何も回答していません。
 今日、国内の地下鉄の駅構内では喫煙所さ
 え設置しない完全禁煙が一般化しています。
 これは公衆衛生対策としても当然ですが、む
 しろ万が一の火災発生による惨事を未然に防
 ぐのが主目的であるところ、思われます。こうし
 た防災対策を取る一方で、人目から隠れての
 喫煙が可能な構造の車両の地下鉄線への乗り
 入れを許すのは、駅構内全面禁煙との整合性
 を欠く不合理なものであるだけに、万が一
 一の列車火災事故の原因にさえなりかねない
 危険な行為と断ぜざるを得ません。
 危険な行為と断ぜざるを得ません。
 用した迷惑喫煙を原因とする列車火災事故が
 地下鉄線内で発生してしまつたら、東武鉄道
 ほか関係社局は事故発生したことに認識しな
 がらその未然防止を怠つたことになりまし
 ます。その時に、迷惑喫煙を許さないものに
 迷惑喫煙を許さないものに改善されていれば
 事故は防げたといつても遅いのであり、い
 つた人災責任を問われて当然と思われまし
 ます。

1. 以上の点を踏まえ、以下の質問にお答えく
 ださい。東武鉄道への質問
 喫煙を原因とする、先月24日付第120
 5531562号書留内容証明郵便に
 記した暴力事件、および本状に記した列車火
 災事故の未然防止のため、この欠陥をなく
 すための車両改造工事を実施する考えがある
 かないか、どちらですか。有ならば、工事を
 いつまでに着手し、いつまでに完了させるか、
 それぞれの期限を具体的に明言して下さい。
 また無ければ、貴社による「マナー向上」の呼
 びかけに、必ず迷惑喫煙をやめない利用
 者が存在する事実を前に、なぜ今後も引き続
 き「マナー向上」の呼びかけだけできれと言
 事件や事故の（再発の）未然防止が可能と言
 えるのかを、矛盾なく証明して下さい。
 2. 帝都高速交通営団および東京急行電鉄
 への質問
 東武鉄道が、自社線内で迷惑喫煙の温床と
 化している車両の欠陥構造をなくさないまま
 そのような車両を使用して貴社線への直通運
 転を開始した場合、この欠陥構造を悪用した
 迷惑喫煙が貴社線内走行中に発生するであ
 ることは、きわめて高い確率で予測されま

す。そうならば、これに起因する暴力事件や列車火災事故が貴社線内においても発生しうる危険が生じてしまうことになり、貴社線の利用者をこうした事件や事故の被害から未然に守るために、欠陥構造をなくすための改造工事が未施工の東武鉄道車両の貴社線への乗り入れを拒絶する必要性を認めるか否かと、その理由をご教示下さい。

3. 国土交通大臣への質問
右に記したような、迷惑喫煙の温床となつて、東武鉄道の不作為は、同時にこの欠陥構造を悪用した迷惑喫煙に起因する暴力事件および列車火災事故の発生の危険性の放置でもあり、また、このような東武鉄道の不作為は、鉄道事業法23条に定める「利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実」、および鉄道営業法25条に定める「職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若ハ公衆ニ危害ヲ醸スノ虞アル所為」に該当する行為と考えられます。これらの法令違反の事実を鑑み、鉄道事業法23条1項3号および6号に基づき、東武鉄道に対して「車両（中略）の安全措置を講ずる」および「旅客（中略）の安全（中略）な輸送を確保する」ための措置を講ずる「ための事業改善命令を発令する必要性を

4. 認めるか否かと、その理由をご教示下さい。
東武鉄道が、右に記した車両の欠陥構造をなくさないまま営団東急線への直通運転を開始した場合、東京都火災予防条例23条5項違反行為（地下鉄電車内が同条1項5号に定める「火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所」に該当するのは明白です）として東武鉄道を刑事告発する必要を認めるか否かとその理由をご教示下さい。

右の質問につきまして、来月15日（土曜日）まで必着にて、書面にてご回答下さい。また、東京消防庁を除く4社局への先月24日付書留内容証明郵便による要請書に係る回答期限も、右記期限まで延長するものとします。なお誠に勝手ながら、電話または拙宅訪問による回答はご遠慮下さい。
また、回答書に回答者名の明記とその職印押捺とのいずれか一方または両方がない、すなわち回答書の内容に係る責任の所在が示されない場合は、これを回答書とみなさず回答を拒絶されたものと理解する場合がございます。以上、

記事 書留郵便物引受番号と配達完了日
および配達郵便局

東武鉄道株式会社宛て

平成12年2月7日
平成12年2月7日
向島郵便局にて配達完了

帝都高速交通営団宛て

平成12年2月8日
平成12年2月8日
上野郵便局にて配達完了

東京急行電鉄株式会社宛て

平成12年2月9日
平成12年2月9日
渋谷郵便局にて配達完了

国土交通省宛て

平成12年2月8日
平成12年2月8日
東京中央郵便局にて配達完了

東京消防庁宛て

平成12年2月4日
平成12年2月4日
東京中央郵便局にて配達完了

正誤

「121行目（5枚目の後から5行目）
「基づき」